

会員各位

出資配当金のお支払いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 6 月 26 日（火）開催の「平成 30 年度通常総代会」で決議されました出資配当につきまして、下記のとおりお支払いいたしましたのでお知らせ申し上げます。

また、「復興特別所得税」等についても併せてお知らせいたします。

記

● 出資配当金の配当率

- ・ 出資配当率は 2.5% です。

● お支払い方法

【口座振込をご指定の方】

- ・ 平成 30 年 6 月 27 日にご指定の預金口座へお振込みいたしました。
- ・ 平成 30 年 6 月 27 日に「出資配当金振込みのお知らせ」をお届出のご住所あてにご送付いたしました。お手数ですが、普通預金等の通帳記帳によりご確認ください。

【出資配当金領収書によりお受け取りの方】

- ・ 平成 30 年 6 月 27 日に「出資配当金支払いのお知らせ（出資配当金領収書）」をお届出のご住所あてにご送付いたしました。この出資配当金領収書に必要事項等をご記入のうえ、お取扱店でお受け取りください。

● 「出資配当金振込みのお知らせ」・「出資配当金支払いのお知らせ」の表示内容

- ・ 平成 30 年 3 月 31 日時点の内容を表示しておりますので、平成 30 年 4 月 1 日以降の会員様からの届出等により配当金の入金先・氏名などが異なっている場合がございます。

● 所得税等

- ・ 出資金の配当金は税法上「配当所得（総合課税）」に該当し、所定税率（所得税 20%）による源泉徴収がされております。
- ・ 確定申告の要否については、最寄の税務署等にご相談ください。

● 復興特別所得税

- ・ 平成 23 年 12 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間、配当金等の支払いを行う際に、現行の国税（税率：20%）と併せて、復興特別所得税（税率：0.42% = 20% × 2.1%）が課されることとなっております。

● お願い

- ・ お届けいただいておりますご住所、お名前等に変更が生じた際には、「出資配当金振込みのお知らせ」及び「出資配当金支払いのお知らせ」記載のお取扱店にてお手続きください。
- ・ お手続きがないことにより、当金庫が会員様に発信した通知が到達せず返送されてきた場合には、以後の通知は行わないことがありますのでご了承ください。

以上